

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和8年8月20日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 研究棟及び育種工学実験棟空調設備更新工事
- (2) 工事概要 農業研究センターにおける空調設備の更新工事を行う。（※別添特記仕様書及び契約書案による。）
- (3) 工事期間 契約締結の日から令和9年3月31日（火曜日）まで。
- (4) 工事場所 沖縄県農業研究センター（沖縄県糸満市字真壁820番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年・8年度沖縄県入札参加資格者名簿（建設工事）の「管工事業」のランクA又はランクBに登録されている者であること。
- (2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を本件業務に配置できること。
 - ア 1級又は2級管工事施行管理技士
 - イ 配置予定の主任技術者と一般競争入札参加資格審査申請書提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (3) 沖縄県内に本社（本店）、支店（支社）又は営業所を有し、入札・契約に関する事務をこれら沖縄県内の事業所で行う者であること。
- (4) 過去10年以内に、国（独立行政法人、公社および公団を含む。）または沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と空調設備の設置工事または更新工事若しくは修繕業務の契約実績を有すること。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、沖縄県知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく、指名停止の措置の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35条）に基づく、排除措置の対象となる

法人等。

(5) 本件入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある者。

ア 資本関係

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲載場所 沖縄県公式ホームページ【公募・入札発注情報】
- (2) 掲載期間 公告日から令和8年9月10日（木曜日）まで

5 入札参加資格申請書の提出及び審査

本件入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類（以下「資格審査書類」という。）を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。申請書等の提出方法については、入札説明書によるものとする。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年9月11日（金曜日）午前10時00分
- (2) 場所：沖縄県農業研究センター本館棟2階 小会議室（沖縄県糸満市字真壁820番地）

7 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の規定により免除。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 入札参加資格申請において虚偽の申請を行った者のした入札
- (10) 入札の日から落札決定の日までにおいて、県の指名停止又は指名除外の措置を受けた

者のした入札

(11) 委任状を持参しない代理人が行った入札

9 その他必要な事項

- (1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 申請書及び資格確認書類の修正、差し替え、追加、再提出は、提出期限内に持参に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できない。
- (4) 入札及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札書の提出の方法 入札書は、6 (1) の日時に6 (2) の場所へ持参すること。郵便、電報及び電送による入札は認めない。
- (6) 最低制限価格 設定しない。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。